

前橋市内の飲食店で発生した食中毒事件について

1 内容のあらまし

令和6年2月26日（月）17時頃、高崎市保健所から「2月23日（金）夜に前橋市内の飲食店を3人で利用した後、嘔吐、下痢等の消化器症状を呈している患者1人を診察し、患者への聞き取りから、他の2人も同様な症状を呈している模様、という申し出が医療機関からあったため通報する」旨、連絡が前橋市保健所にありました。

当所で調査したところ、対象施設（下記4、以下同じ。）で提供された食事を喫食した7グループ41人中、5グループ14人が同様の症状を呈していることが判明しました。

発症者に共通した食事は対象施設で提供された食事のみであったこと、人から人への感染を疑うエピソードがなかったこと、発症者の一部から採取した検便4検体のうち4検体並びに従業員から採取した検便2検体のうち調理従事者1検体からノロウイルスが検出されたこと、発症者の症状がノロウイルスによる症状に合致していること、及び、患者を診察した医師から食中毒届が提出されたことから、対象施設で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定しました。

(1) 発症日時 令和6年2月24日（土） 7時

(2) 発症者 喫食者7グループ41人中、5グループ14人 ※調査中

	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計
男	1	0	0	1	0	1	3
女	1	0	5	3	1	1	11
計	2	0	5	4	1	2	14

最年少者：2歳（女性）、最年長者：52歳（男性）

(3) 主な症状 吐き気、嘔吐、下痢

(4) 病因物質 ノロウイルス

(5) 原因食品 2月23日（金）夜に当該施設で提供された食事（推定）

主な食べ物：パスタ、ピザ、サラダ、唐揚げ、ポテトフライ

2 対象施設への措置

食品衛生法第60条に基づく営業停止命令（同法第6条第3号違反によるもの）

3 期間

営業停止3日間（令和6年2月29日（木）から令和6年3月2日（土）まで）

4 特記事項

前橋市の食中毒発生状況（令和6年2月29日現在）

	発生件数	患者数	死者数
2024年*	0	0	0
昨年同期	0	0	0
2023年	4	29	0
(2023年の欄は1月1日～12月31日の集計)			

* 本件を含まない

★ノロウイルス★

ノロウイルスは直径25～35nmのとても小さなウイルスです。人の腸の中で増殖するので、とても少ない量（10～100個の摂取）で感染し発症します。

ノロウイルスによる胃腸炎や食中毒は冬に流行しますが、年間を通して発生しています。

★ 主な原因食品 ウイルスに汚染された食品、二枚貝（生カキ等）

★ 症 状 おう吐、吐き気、下痢、発熱など
(感染後、通常12～72時間（主に24～48時間）で発症します)

★ 予 防 法

- ・ 食品を十分に加熱する（食品の中心部が85～90℃90秒間以上）
- ・ 手指を十分に洗浄及び消毒する（特に調理に従事する前、食事前、トイレ使用后）
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムにより調理器具、設備及びトイレの洗浄・消毒を徹底する
- ・ 感染者のおう吐物や排泄物を処理するときは、手袋などをして直接触れないようにする
- ・ 症状が改善しても1～4週間はウイルスが排出されるので二次感染に注意する

本件に関するお問い合わせ

衛生検査課 食品衛生係

電 話 直 通 / 027-220-5778